

日比谷しまね館ご縁ステージ（キッチンスペース）及び ご縁広場（イベントスペース）利用要綱

1. 趣旨

この要綱は、総合的な情報発信・活動拠点「日比谷しまね館」（以下「しまね館」という。）のイベント用キッチンスペース（以下「ご縁ステージ」という。）及びイベントスペース（以下「ご縁広場」という。）の利用に関し必要な事項を定め、しまね館で実施するイベント等を通して、島根の魅力を発信することにより、県産品の販路拡大を始め、県産品の魅力発信に資すること又は移住促進、県内への観光誘客促進等に資することを目的とする。

2. 利用条件

- (1) ご縁ステージ又はご縁広場を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に該当するものとする。
 - ① 島根県及び県内の市町村・広域連合
 - ② 島根県内に所在する企業、団体、個人
 - ③ 島根県にゆかりのある企業、団体、個人
 - ④ その他前記に準じる者で、島根県がその利用を認めた企業、団体、個人
- (2) ご縁ステージで実施できる情報発信・販売行為等は、次に該当するものとする。
 - ① 飲食を伴う（試飲・試食を含む）県産品の実演販売
 - ② 県産品の情報発信及びテストマーケティングで、調理器具・スペースを必要とするもの
- (3) ご縁広場で実施できるイベント等は、次に該当するものとする。
 - ① 島根の歴史・文化に紐付けられる「食」や「観光」、「暮らし」、「自然」、「産業」等の魅力を発信し、島根県の認知度向上及び島根創生計画に掲げる「地域資源を活かした産業の振興」に寄与する活動
 - ② 島根県民と首都圏の人々との交流を通じ、「島根ファンづくり」や関係人口の拡大に資するイベント及びセミナー
- (4) ご縁ステージ又はご縁広場を利用する場合は、別添「日比谷しまね館ご縁ステージ及びご縁広場活用の手引き」に定めた事項を順守し販売、イベント等を行うこととする。

3. 利用時間等

- (1) ご縁ステージ又はご縁広場の利用は、しまね館休業日（日比谷シャンテ休館日）を除く日とし、1回の申請につき原則4日以内の利用とする。ただし、島根県との協議の上必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 利用時間は営業時間の範囲内とし、11：00～20：00までの間とする（1時間から利用可能）。
- (3) 搬入、設営等は原則として営業時間外とする。また、撤収等は利用時間内とし、

しまね館の営業に支障等を来さないこととする。ただし、利用形態によってはこの限りではない。

4. 利用申請等

(1) 申請区分

① 島根県及び県内の市町村・広域連合（年1回・随時）

- ・ 開催前年度に島根県からの意向調査により実施を計画したイベント等について申請を受け付ける。
- ・ 前年度に決定した事業計画に挙がっていないイベント等については、年1回の申請受付後に、随時申請を受け付ける。

② 上記①以外の利用者（随時）

- ・ 上記①の申請（年1回）において申込みのなかった日時に限り先着順により申請を受け付ける。

(2) 利用者の選定

ご縁ステージ又はご縁広場の利用条件に合致したイベント等を行う利用者について、以下のとおり選定を行う。

① ご縁ステージ又はご縁広場の利用可否

利用申請者（以下、申請者という。）より提出された「日比谷しまね館出展申込書」（様式1）（以下「出展申込書」という。）に対して、以下の選定基準による審査を行い、利用可否を判定し承認書を交付する。

【実施可否基準】

- ・ 県産品の情報発信、販売拡大に資する内容であるか
- ・ 島根県の認知度向上、島根創生計画の目標達成に寄与する内容であるか
- ・ 法令やその他規程に適合した内容であるか

② 重複日程の調整

利用申請日の重複があった場合、以下の選定基準を考慮し、申請者間の調整を行う。なお、調整が困難な場合は、抽選によって利用者を決定する。

【選定基準（ご縁ステージ）】

- ・ 事業目的がテストマーケティング及び首都圏での販路拡大を目指すものか
- ・ 収益のみを目的とするものではないか

【選定基準（ご縁広場）】

- ・ 情報発信力が高く、情報の伝播が見込まれるか
- ・ 多くの参加者が見込まれるか
- ・ 事業目的が島根県の推進する島根創生計画に合致しているか
- ・ 県内の広域的な組織による取組であるか（より広域的なものを優先）
- ・ 公益性が高い事業であるか（収益のみを目的とするものではないか）

- ・ しまね館の利用実績の有無（実績がないものを優先）

(3) 利用申請承認フロー

- ① 利用者は、イベント等開催の2か月前までに出展申込書を管理運営事業者又は館長に申請するものとする。ただし、4月及び5月に開催するイベント等については、イベント等計画決定後、速やかに出展申込書を提出するものとする。
- ② 館長は、前項による申請が適当であると認められる場合には、その利用を承認し、申請者に利用を承認する旨の通知を行うものとする。
- ③ ご縁広場の利用者は、イベント等開催の1か月前までに事業計画書詳細を管理運営事業者又はしまね館長に提出するものとする。

5. 利用手続き

(1) ご縁ステージ又はご縁広場の利用にあたり、利用者は以下の手続きを行うものとする。なお、手続きが適切に行われない場合、申請はキャンセルされたものと見なす。

- ① 申請時には、出展申込書を提出するものとする。
- ② 日程確定後、島根県より発送される利用決定通知により利用が決定する。
事業実施月の1か月前までに、ホームページ、デジタルサイネージにおける広報用の原稿及び写真等の素材を提出するものとする。(デジタルサイネージ用データの仕様は別添のとおり)
- ③ 出展申込書に基づき、利用者はしまね館スタッフと具体的な運営方法について協議・確認するものとする。
- ④ 事業終了後2週間以内に、別に定める事業実施報告書を管理運営事業者に提出するものとする。

(2) 利用料

- ① 売上を伴わないもの又は実費相当分の参加料を徴収する場合に利益を得ない時は無償とする。
例：日本酒セミナーで試飲・試食に係る費用を参加料として参加者に求める場合
- ② 県産品の展示・販売等で売上を伴う場合は、別途、売上に応じた販売手数料を利用料として徴収する。※別途定める手引きによるものとする

6. 利用者の責務

- (1) 事業の適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を最優先し、関係者をご縁ステージ又はご縁広場に常駐させ、善良な管理義務を持って使用するものとする。
- (2) 日比谷シャンテ共用部分における勧誘、販売行為を行ってはならない。
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害（常設備品及び展示県産品の破損等も含む。）については、利用者の責任において処理するものとする。
- (4) 利用者の責めに帰すべき事由による日比谷シャンテ共用部分における事故及び損害（壁、床面等の毀損も含む）については、利用者の責任において処理するものとする。
- (5) 利用者は、しまね館のスタッフの指示に従い、清掃及び原状復帰を行うものとする。

- (6) 利用者は、イベント等での配布物（試飲・試食に使用した容器等も含む）が放置又は投棄され日比谷シャンテの美観を損なうことがないように、イベント実施期間中（終了後も含む）は共用部分（通路、トイレ、休憩スペース等）を定期的に確認し、放置等があった場合は、利用者の責任において回収するものとする。
- (7) 利用者は、出展申込書の提出時において指摘を受けた内容については、事業実施までに改善及び修正を行うものとする。
- (8) 事業の集客、宣伝、広報については、しまね館公式ホームページへの掲載及びデジタルサイネージへの掲出を除き、原則として利用者の責任において行うものとする。
- (9) 宣伝、広報等において、しまね館のロゴマーク等を用いる場合は、「日比谷しまね館ロゴマーク使用規定書」に沿って使用するものとする。

7. 感染症対策

感染症対策は利用者で行うこととし、利用者や参加者が指定感染症に感染した場合は、実施概要等を公表する必要があることを承知すること。

- (1) 不特定多数の参加者を対象とする場合
 - ・密接・密集を避けること
 - ・利用者は手指や使用設備の消毒をこまめに行うこと
 - ・試食・試飲物を開封した状態での手渡しや放置は避けること。
 - ・個包装の場合、手指消毒等を行った利用者が渡すこととし、この参加者が自由に取れる状態にしないこと。
- (2) 特定の参加者を対象とする場合
利用者、参加者名簿等を作成するなど、参加者の氏名・連絡先を把握すること。

8. その他

- (1) 利用者の意図や行為とは関係なく、やむを得ず事業の開催が中止となった場合に生じた損失について、島根県に対し補填・補償を求めないこととする。
- (2) 定員制イベントの申し込みや問合せ等への対応については、各利用者の責任において行うものとする。（しまね館はホームページ等にリンクを貼ること等により対応）

附則

この要綱は、令和7年4月21日に施行する。